

公立大学法人秋田公立美術大学自己評価委員会規程

平成25年4月1日
規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学理事会規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第3号）第6条の規定に基づき、理事会に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、所掌事項および運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自己点検および評価の基本方針ならびに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 自己点検および評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検および評価に関する報告書の作成に関すること。
- (4) 認証評価機関による大学評価に関すること。
- (5) その他自己点検および評価に関すること。

(自己点検および評価事項)

第3条 前条第2号の自己点検および評価の実施は、次に掲げる項目ごとに行う。

- (1) 教育の質の向上に関すること。
- (2) 研究の質の向上に関すること。
- (3) 社会連携の充実に関すること。
- (4) 国際交流の展開に関すること。
- (5) 業務運営の改善および効率化に関すること。
- (6) 財務内容の改善に関すること。
- (7) 自己点検および評価ならびに情報公開に関すること。
- (8) その他業務運営に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会において必要と認めた事項に関する事項

すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長および委員は、次の職にある者をもって組織する。

委員長 学長

委 員 副理事長、副学長、学部長、研究科長、事務局長、
学長が指名する3人以内の教員および総務課長

(任期)

第5条 前条第2項に掲げる委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的事項を審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会の委員長および委員は、理事長が指名する。

3 前条第3項の規定は、専門委員会の会議について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規程第14号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月25日規程第15号）

この規程は、平成29年8月25日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第9号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日規程第3号）

この規程は、令和6年3月28日から施行する。